

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 不貞の相手への慰謝料請求

結婚している人が第三者と恋愛関係におちいってそれが発覚し、離婚にまで至ったときには、自分の夫あるいは妻から慰謝料を請求されることがあります。

民法の「裁判上の離婚原因」の最初に、【配偶者に不貞な行為があったとき】という項目があげられていることから、一般的にも「代表的な離婚原因であり、当然慰謝料が請求できる」と受け止められているようです。

それでは、自分の妻や夫の恋愛の相手である第三者に対しての慰謝料請求はできるのでしょうか？夫婦関係が冷え切って、すでに夫婦共同体の実態がなくなっている場合でも、「夫婦関係を壊された」と損害を主張できるのでしょうか？

裁判例には、夫と恋愛関係におちいった相手方に対する妻の損害賠償請求について、「夫婦関係がその当時すでに破綻していたとすれば相手方は不法行為責任を負わない＝慰謝料を払わなくてもよい」としたものがあります。



第三者と恋愛関係におちいった妻や夫が責められるのは仕方がないとしても、恋愛関係が妻や夫の自由意思によって成立した以上、相手方まで責めることができるかどうかは難しい問題です。

自分の妻や夫と関係を持った相手を許せないと思う気持ちは無理もないとしても「(妻や夫に対する追及は横において)相手方の責任だけを追及するということは、妻や夫の自発的な感情を無視して自分の所有物のように捉えているのではないか」という指摘があります。

そもそも人間のデリケートな感情や行動は、裁判に訴えて方が付くものではありません。誰が本当に悪かったのかを追及することは不可能に近く、結果は夫婦の私生活が細部にわたって暴露されただけということになりかねません。

当の本人が「恋愛相手への愛情に揺るぎはない」と宣言して離婚を選ぶにしても、「一時の気の迷いだっただ」と謝罪して夫婦関係の復活を願うにしても、結論は夫婦に委ねられるべきで第三者が入り込む余地はないものです。仮に第三者との関係を考えてとしても夫婦関係の決着がついたあとでのことでしょう。

第三者に慰謝料を請求しようとする人は「妻や夫がなぜ自分を見限って他の異性を選んだのか？」ということを考えず、妻や夫の心情には目をつむって（見て見ぬフリをして）「悪いのは妻（夫）ではなく恋愛関係に引き込んだ相手方であり、その懲らしめとして相手方に慰謝料を払わせるのだ、妻（夫）が冷静になれば元のような夫婦関係を取り戻せる」と信じ込んでいるようです。

① 子から不貞の相手への慰謝料請求

両親によって育まれるはずの未成熟の子どもたちは、親の一方が第三者との恋愛関係におちいったおかげで自らは片親不在の状態におちいることになりませんが、その原因を作った第三者に慰謝料を請求することができるのでしょうか。



過去の裁判例には、夫婦関係が破綻しているにかかわらず妻や夫から第三者への損害賠償請求を認めつつ、子どもから第三者への損害賠償請求は認めないというものがあります。

子どもを監護・養育しなかった責任は恋愛関係を持った親にあるのであって、恋愛相手にあるのではないという趣旨でした。

何故妻や夫に対する結論と子どもに対する結論が違うのか、同じ違うとしても逆ではないのか？と思われてなりません。実際に、「夫婦関係が破綻しているにかかわらず妻や夫と第三者との恋愛関係は本人の自由意思によるものだから第三者は慰謝料を払う必要はない」という主張も強くされています。

これには一理あるとして、残された子どもに対しても、「親の自由意思による関係だから君たちも受け入れなさい」と果たして言えるのでしょうか。夫婦の一方と恋愛関係をもった第三者は、親と子どもが自由に接する時間を奪ったわけですから、子どもに対する責任がないと言い切れるのかどうか疑問が残ります。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com